-		
サビ	<b>↑</b> E3	ı
ᆂ뉴	<b>`</b>	
末川 -	15.11	- T-

新湯県		
第 1 区	新潟市北区(本庁管内(細山に属する区域に限る。)、北区役所北出張所管内(すみれ野4丁目に属する区域を除く。))、新潟市東区(本庁管内、東区役所石山出張所管内(亀田中島4丁目に属する区域を除く。))、新潟市中央区(本庁管内、中央区役所東出張所管内、中央区役所南出張所管内(鵜ノ子及び亀田早通に属する区域を除く。))、新潟市江南区(本庁管内(天野、天野1丁目、天野2丁目、天野3丁目、粟山、姥ケ山、江口、大淵、祖父興野、嘉木、嘉瀬、上和田、北山、久蔵興野、蔵岡、酒屋町、笹山、三百地、鐘木、清五郎、曽川、楚川、曽野木1丁目、曽野木2丁目、太右エ門新田、俵柳、直り山、長潟、中野山、鍋潟新田、西野、西山、花ノ牧、平賀、細山、舞潟、松山、丸潟新田、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、山二ツ、両川1丁目、両川2丁目、和田、割野))、新潟市南区(本庁管内(天野に属する区域に限る。))、新潟市西区(本庁管内、西区役所西出張所管内(四ツ郷屋及び與兵衛野新田に属する区域を除く。)、西区役所黒埼出張所管内)	
第2区	新潟市南区(南区役所味方出張所管内、南区役所月潟出張所管内)、新潟市西区(第1区に属しない区域)、新潟市西蒲区、長岡市(本庁管内(西津町に属する区域のうち、平成17年3月31日において三島郡越路町の区域であつた区域に限る。)、長岡市越路支所管内、長岡市三島支所管内、長岡市小国支所管内、長岡市和島支所管内、長岡市寺泊支所管内、長岡市与板支所管内)、柏崎市、燕市、佐渡市、西蒲原郡、三島郡、刈羽郡	
第3区	新潟市北区(本庁管内(細山、小杉、十二前及び横越に属する区域を除く。)、北区役所北出張所管内(すみれ野4丁目に属する区域に限る。))、新発田市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡、東蒲原郡、岩船郡	
第4区	新潟市北区(第1区及び第3区に属しない区域)、新潟市東区(第1区に属しない区域)、新潟市中央区(第1区に属しない区域)、新潟市江南区(第1区に属しない区域)、新潟市秋葉区、新潟市南区(第1区及び第2区に属しない区域)、長岡市(長岡市中之島支所管内(押切川原町に属する区域のうち、平成17年3月31日において長岡市の区域であつた区域を除く。)、長岡市栃尾支所管内)、三条市、加茂市、見附市、南蒲原郡	
第5区	長岡市(第2区及び第4区に属しない区域)、小千谷市、魚沼市、南魚沼市 、南魚沼郡	
第6区	十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、中魚沼郡	